

渡島総合振興局管内等における野鳥監視重点区域の解除について

令和5年(2023年)1月4日(水)

<概要>

- 死亡野鳥のA型鳥インフルエンザウイルス陽性反応に伴い、環境省が指定した3か所の野鳥監視重点区域(各回収地点又は農場から半径10 km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、次のとおり解除[※]されました。

	市町村	鳥の種類等	回収日等	解除日
一部重複	七飯町	オオハクチョウ	11/28	12/31(土)
	函館市	ハヤブサ	12/3	
	釧路市	ハシブトガラス	12/5	1/2(月)

※ 環境省では、野鳥の場合は高病原性確認個体の回収日の次の日を、家きんの場合は防疫措置完了日の次の日をそれぞれ1日目として28日目の24時に解除するとしております。

なお、区域の一部が重複する場合は、最後に指定された区域の解除日に合わせて解除されます。

<道の今後の対応>

- 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。

<本件に関する問い合わせ先>

環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田)

TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205